

区分		新設		増設	移設
		本社機能を本町に移転するもの	左記以外のもの	—	—
交付要件	土地の取得	1,000㎡以上	1,500㎡以上	新たに土地を取得する場合は、500㎡以上	1,000㎡以上
	事業所等の建物を建築	床面積が300㎡以上	床面積が500㎡以上	床面積が300㎡以上	床面積が300㎡以上
	常時雇用従業員数	操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上	操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が10人以上	増設分の操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上	移設後1年以内に常時雇用従業員として町民を3人以上新規雇用
	操業開始時期	事業所等を設置する目的で取得した土地の取得後6年以内に操業を開始したもの。ただし、同一敷地内での増設の場合を除く。			
助成対象投資額	土地	土地の取得及び造成に要した経費（以下「土地取得経費」という。）			
	建築	事業所等の建物の建築に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費（以下「建築取得経費」という。）			
	取得財産等	事業所等の設置に伴い取得した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間が5年以上のもので、操業後3か月以内に取得したものに限り。）の取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費（以下「財産取得経費」という。）			
助成金の額及びその限度額	次の合計額とする。ただし、第2条第3号及び第4号に規定する物流施設の場合にあっては、次に定める額及びその限度額の2分の1とする。				
	土地助成金	土地取得経費の15%以内に相当する額 限度額1億円	土地取得経費の10%以内に相当する額 限度額1億円		
	建築助成金	建築取得経費の15%以内に相当する額 限度額1億円	建築取得経費の10%以内に相当する額 限度額1億円		
	取得財産等助成金	財産取得経費の15%以内に相当する額 限度額5,000万円	財産取得経費の10%以内に相当する額 限度額5,000万円		
	特別限度額	投資額のうち建築取得経費が20億円を超え、かつ、土地購入の日から操業後1年を経過する日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の町民を新規雇用するもので、町長が特に認める場合に限り、建築助成金は、2億円を限度とする。 (1) 事業所等を新設し、本社機能を本町に移転するもの 5人以上 (2) 事業所等を新設するもの（前号に規定するものを除く。） 10人以上 (3) 事業所等を増設するもの 5人以上			

備考

- 1 本社機能とは、意思決定を行う機能及び企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能をいう。
- 2 建築取得経費には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経費を含むものとする。
  - (1) 本社機能の移転による新設の場合 移転に係る費用
  - (2) 事業所等を増設する場合 壁等の解体費用